

公告第 7 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和 8 年 7 月 14 日

和歌山地方税回収機構
管理者 岸 本 健

公 示 送 達 書	
下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者の 氏名又は名称	栗本 亮
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和 8 年 6 月 17 日付の地方税に関する書類
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公告第 8 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和 8 年 7 月 14 日

和歌山地方税回収機構
管理者 岸 本 健

公 示 送 達 書	
下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者の 氏名又は名称	一ノ瀬 順司
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和 8 年 6 月 15 日付の地方税に関する書類
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公告第 9 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和 8 年 7 月 14 日

和歌山地方税回収機構
管理者 岸 本 健

公 示 送 達 書	
下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者の 氏名又は名称	中島 啓文
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和 8 年 6 月 30 日付の地方税に関する書類
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公告第 10 号

地方税法第20条の2の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和 8年 7月14日

和歌山地方税回収機構
管理者 岸 本 健

公 示 送 達 書	
下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者の 氏名又は名称	雑賀 竜樹
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和8年7月6日付の地方税に関する書類
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	